

連合神奈川・川崎地域連合

2018年度に向けた 政策・制度要求と提言

川崎市回答書

平成29年(2017年)12月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

経済・産業政策	1
雇用・労働政策	3
福祉・社会保障政策	5
社会インフラ政策	10
環境・エネルギー政策	12
教育・人権・平和政策	14
行財政政策	17

【経済・産業政策】

1. 市内の国家戦略特区を活用した、競争力が高く成長が見込まれる産業の集積と企業誘致施策の推進を図り、地域の中小企業との連携を進めることにより、地域活性化と雇用の創出につながる政策を推進すること。

また、市内企業の海外展開に対する支援とあわせ、技術支援や生産基盤強化のため、産学公の共同研究を積極的に進められる環境整備を図ること。

【回答（地域活性化と雇用の創出）：経済労働局 企画課】

市内企業の持続的発展を実現するためには、今後成長が期待される産業分野の育成に取り組むことが重要であると認識しております。

臨海部の殿町・キングスカイフロント地区において、企業や研究機関の積極的な誘致により、ライフサイエンス分野の研究開発拠点が概成しており、この地区に立地する企業や研究機関等と市内のものづくり企業との連携を推進することにより、ライフサイエンス分野でのイノベーションが期待されていることから、立地企業等のニーズや強みを把握し、市内ものづくり企業等との効果的なマッチングを行い、連携事業のモデルとなる成功事例の創出に取り組んでまいります。

また、新川崎地区においては、産学官の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点として整備を進めてきた「新川崎・創造のもり」をはじめ、本地区に立地する企業・大学等と、市内中小企業を含めた様々な企業等との具体的な連携の創出を推進してまいります。

【回答（海外展開に対する支援）：経済労働局 国際経済推進室】

少子高齢化、人口減少による国内市場の縮小や国際競争の激化が懸念されるなど、本市産業を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、拡大するアジア市場への販路開拓や環境・医療機器産業等の成長分野、川崎ものづくりブランド等の本市施策と連動した市内産業の海外展開を積極的に支援してまいります。

また、市内企業の海外展開状況に応じた情報提供や、市内企業が参加しやすい国内での商談機会を創出してまいります。

【回答（産学公の共同研究）：経済労働局 次世代産業推進室】

本市では、産学公の共同研究を促進するため、平成15年に慶應義塾大学と研究成果の移転等を通じた市内企業の高度化等に係る連携協定を締結し、平成24年には慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学からなる4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムと共同研究による研究成果の技術移転等に係る連携協定を締結してまいりました。

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とは平成27年に次世代産業推進に関する協定を締結し、市内中小・ベンチャー企業の育成の推進等について連携を進めているところです。

具体的な環境整備に向けた取組といたしましては、平成24年度には、新川崎・創造のもり地区のかわさき新産業創造センター内に、市内企業等に対して最先端の研究開発機器

の利用開放を行うNANOBI Cオープンラボを4大学コンソーシアムとともに設置し運営を開始するなど、各種の取組を進めております。

今後も、市内企業における大学等研究機関との共同研究が進展するよう、環境の整備等に取り組んでまいります。

2. 観光客が快適に過ごすことのできる魅力ある観光地をつくるため、観光客ニーズを把握し、地域の企業や住民の意見を十分に取り入れ、地域の活性化につながる各施策の推進を図ること。

また、国際的なスポーツイベントの開催を機会として、ICT・AI・ロボット技術やビッグデータなどを積極的に利用した情報発信を推進するなど、国内外からの人々を迎える施策の強化を図ること。

【回答：経済労働局 観光プロモーション推進課】

川崎市では、川崎市観光協会と川崎商工会議所、川崎市が事務局となり、地域の関係団体や各種企業、学識経験者、産業観光施設、旅行事業者、交通事業者などを構成員とする「川崎産業観光振興協議会」を設置し、様々な皆様のご意見を取り入れながら川崎の産業観光やインバウンド誘客などの事業を推進しているところでございます。

こうした中、特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした外国人観光客の誘致に向け、市全体として一体的に取り組むため、新たに、市庁内に、本年7月「インバウンド等誘客推進会議」を設置するとともに、10月には、川崎市観光協会と川崎港振興協会が中心となり、「インバウンド等誘客推進協議会」を立ち上げ、川崎商工会議所や、地域の諸団体、鉄道事業者、旅行事業者、川崎市等が、官民一体となって、今後見込まれる多くの訪日外国人等の受け入れやおもてなし等に取り組むことにより、川崎の魅力を高め、まちの賑わいや地域経済の活性化を促進していくことを目的に取組をはじめたところでございます。

また、本市におきましては、今年度、国や県のビックデータ等を活用し、市内を訪れた外国人の動態調査・分析を行っており、今後の国内外からの観光客の増加を見据え、この調査結果を活用して、SNS等の情報発信など、効果的な施策展開につなげてまいります。

【雇用・労働政策】

3. 若者の良質な就労機会の実現に向け、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進など若者雇用対策を推進する必要があることから、引き続き学校と地域若者サポートステーションなど関係行政機関と連携し、若者の就職支援を強化すること。

また、就職活動を行う若者が必要とする企業の労働条件等の情報開示を徹底すること。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

若者に対する就業支援といたしましては、就職活動に役立つ研修やキャリアカウンセリング等を行い、正社員としての就職を目指す若者就業支援事業、ハローワーク・学校・経済団体等との連携による高校・大学の卒業予定者等を対象とする合同企業就職説明会、地域若者サポートステーション事業と一体的に若者の職業的自立を支援する窓口「コネクションズかわさき」の運営など、様々な事業を実施しているところでございます。

また、合同企業就職説明会の参加企業につきましては、離職者数、有給休暇取得日数などの職場情報を記入する青少年雇用情報シートの提出を求めるなど、若者雇用促進法に基づく取組を行っているところでございます。

今後につきましても、関係機関と連携・協力をしながら、若者にとって良好な労働環境の確保、効果的な就業支援に取り組んでまいります。

4. 労働者が妊娠・出産・育児・介護などをしながら働き続けられる環境をつくるため、ハラスメント防止や職場環境による離職防止を図るとともに、やむを得ず退職された方への再就職を支援する施策を推進すること。

また現在進められている、仕事と子育ての両立を希望する人を対象とした「マザーズハローワーク」等の支援設備について拠点数と機能の増強を進めること。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市では、働く人が妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、国などの関係機関と連携して、毎月発行している労働情報誌「かわさき労働情報」や市ホームページ等を活用した周知・啓発に努めるとともに、専門相談員による市内2か所の労働相談窓口の常設や、神奈川県と連携した街頭労働相談会の開催など、利用しやすい相談窓口の提供を行うことで、各種ハラスメントを含む労働問題の解決に努めております。また、出産・育児等で離職した女性等を対象に、在宅ワーク等の多様な働き方を紹介するセミナーを開催するなど、引き続き再就職支援に取り組んでまいります。

子育て中の方の就労支援につきましては、「マザーズハローワーク」の実施主体である国や関係機関との連携を強化するとともに、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」における託児サービス付き相談や女性カウンセラーの配置など、女性も利用しやすい相談窓口の整備に努めているところでございます。

5. 障がい者の雇用拡大を図る施策をすすめるにあたり、自立と社会参加に向けて就労前に必要とされる、各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援を図ること。

また、障がい者が就労後も意欲と希望を持ち、安心して働き続けることのできる定着支援として、ジョブコーチの配置が重要となることから、障がい者を雇用している企業と十分連携し、ジョブコーチの養成と配置に向けた取り組みを強化すること。

【回答：健康福祉局 障害者雇用・就労推進課】

各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援につきましては、障害者就労支援ネットワーク会議において、様々な地域課題の検討や事例検討会、人材育成研修を開催するなど、就労支援に携わる職員の支援力の向上及び関係機関の連携強化を図っています。また、精神障害者を始めとする体調面に課題のある方の特性理解やセルフケア能力の向上を目的とした川崎就労定着プログラム（K－STEP）を開発し、神奈川県とも連携しながら各施設への普及に努めているところでございます。

ジョブコーチの養成と配置に向けた取組の強化につきましては、厚生労働省において、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業を実施しており、地域障害者職業センターの配置型ジョブコーチ、社会福祉法人等に雇用され企業に支援を行う訪問型ジョブコーチ、企業に直接雇用され自社が雇用する障害者の支援を行う企業在籍型のジョブコーチの3種類がございします。

また、高齢・障害・求職者雇用支援機構や厚生労働大臣が定める研修を行う民間の研修機関がジョブコーチの養成研修を実施しているほか、ジョブコーチを雇用する社会福祉法人等や事業主に対する助成制度もございします。

本市では、障害者就労援助センターにおいて、職場訪問や個別面談等を実施しており、雇用企業及び障害者に対する助言や提案等の支援を行うほか、働いている障害者同士の情報交換や交流を目的とした就労者の会を開催しております。今後も企業や家族、関係機関等、障害者を取り巻く関係者の連携を通じて定着支援を的確に図っていきたいと考えております。

【福祉・社会保障政策】

6. だれもが住み慣れた地域で暮らすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが重要であり、県は市町村が抱える課題把握や先進事例の水平展開とあわせて有効な地域密着型支援を強化すること。

また地域において、高齢者・障がい者・子ども・子育て中の親を見守ることのできる、ボランティアや町内会・自治会など、地域ネットワーク活動の充実を図ること。

【回答：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

本市では、高齢者や障害者、子ども、子育て世代など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

平成28年4月には、各区役所に地域みまもり支援センターを設置し、地区を担当する保健師などの専門多職種が積極的に地域に出向き、事業者や町内会・自治会、ボランティア団体等と顔の見える関係を築きながら、生活課題に対する相談支援や地域のネットワークづくりに取り組んでおります。

今後におきましても、地域の多様な主体と連携を図りながら、「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでまいります。

7. だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。

- (1) 引き続き待機児童解消に向けて施策を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等へ抜本的な処遇改善と長く働き続けられる職場環境をめざし、研修やキャリアアップの仕組みをつくること。

【回答：こども未来局 事業調整・待機児童対策担当、保育課、幼児教育担当】

待機児童の解消に向けては、市政の最重要課題と位置づけ、引き続き、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、保育受入枠の確保に努めてまいります。

市内保育施設で勤務する保育士等が長く働き続けられる働きやすい環境づくりにつきましては、国が新たに創設した処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、市がさらなる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。また、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舍借上げ支援事業なども実施しており、保育士等への処遇の改善に努めているところ です。

なお、幼稚園教諭につきましては、神奈川県から私学助成を受けている私立幼稚園以外の、施設型給付を受ける幼稚園に対し国の公定価格に基づき、処遇改善加算費を支給しております。

また、保育士の研修、キャリアアップの仕組みについては、これまでのテーマ別、階層別の研修の拡充や、今年度から新たに開始されたキャリアアップ研修の促進により、なお一層の研修の充実を図ってまいります。

- (2) 地域で子ども・子育てを支えるために、NPOなど地域の様々な組織と連携し、子育て支援ネットワークの構築を進めること。

【回答：こども未来局 企画課】

地域子育て支援センターやこども文化センターなど市民にとって身近な場所において、子どもの食事や発育・発達、生活リズム等に関する講座や、工作や紙芝居、身体測定など様々なイベントを実施し、子育て支援を行っています。また、親子が気軽に利用できる交流の場を用意することで、地域の仲間づくりを支援するとともに、地域の子育て関連情報の提供や、子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談援助を実施しております。

地域で子ども・子育てを支えるために、NPOなど地域の子育て活動団体や関係機関、行政との連携を深めることを目的として子どもや子育てを支援するネットワーク会議を各区において開催しています。

今後につきましても、子育て支援の充実に向けた取組を推進してまいります。

- (3) 児童虐待の予防と対策を進め、子どもの人権を守るため、児童相談所への専門職を含めた職員配置の強化と一時保護所などの関係施設の環境改善を推進すること。また児童虐待防止法の市民への周知のため、広報、啓発の強化を図ること。

【回答：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室】

平成28年6月公布の改正児童福祉法に基づき、児童相談所における児童福祉司や児童福祉司の指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置、児童心理司の配置基準等について見直しが行われたことから、その基準に基づき引き続き職員の確保に努めるとともに、一時保護所における保護児童が適切な環境で保護されることは重要なことと認識しておりますので、改善に努めてまいりたいと存じます。

また、児童虐待防止の普及啓発につきましても、引き続き充実させてまいりたいと存じます。

8. 子どもの貧困を解消するため、比較的低所得者が多いとされている、ひとり親家庭について、課題の把握と整理を進め、適切な支援と相談体制が図られる取り組みを強化すること。また現在、実施されている「子ども食堂」の実態把握を進め、開設・運営に関する公的支援のあり方を検討すること。

【回答：こども未来局 こども家庭課、青少年支援室】

本市におきましては、ひとり親家庭等の状況を把握し、支援の取組を強化するため、平成26年度に「ひとり親家庭生活・就労状況等実態調査」を、平成28年度に「川崎市子ども・若者生活調査」を実施し、ひとり親家庭につきましても、経済的に厳しい状況に置かれていることが多い上、生活や子育ての負担が大きいこと、また、支援施策を知らない人が多いことが判明したことから、対象となる方に支援の情報が届くよう、市政だよりへの情報掲載や児童扶養手当現況届提出時のリーフレットの配布や、「ひとり親家庭応援メルマガ」を配信するとともに、今年度につきましても、より丁寧に支援施策を紹介する冊子の配布を予定しています。

さらに、ひとり親家庭の子どもを対象として、子どもの将来の自立や親の孤立防止に向けた支援により生活の向上を図るため、10月から、市内3か所において、小学校3年生

から6年生までを対象とした「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」を開始したところでございます。

今後につきましても、ひとり親家庭への自立に向けた支援のあり方について検討を進め、取組を推進してまいります。

「子ども食堂」につきましては、地域が主体となって様々な実施形態で取り組まれておりますが、本市における「地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金」を活用した「子ども食堂」におきましては、参加している子どもたちに、食事を通じて楽しいひと時が提供されるとともに、障害者やひきこもりの若者が食事を提供する等の就労体験の場や、退職後の栄養士や保育士等がボランティアで参加する等の地域人材の掘り起こしの場となっています。併せて、市民からの支援物資の提供や調理ボランティアの申し出がある等、地域住民が「つながる場」「集う場」としても、広がりを見せているところです。

今後につきましても、地域で活躍する方々が活動しやすい環境の整備等を通じて、子どもの貧困に関する取組が地域に根ざし、醸成されるようにすることが大切ですので、地域社会全体で、子ども・若者の成長を支え・見守る仕組みが広がるよう取り組んでまいります。

9. 介護職場の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者が魅力とやりがい、誇りをもって働くことができるように、介護職の生活の安定と人材確保をはかるため事業者が処遇改善加算を算定していることについて、介護労働者へ周知するとともに、確実に労働者の処遇改善が図られるよう取り組みを進めること。

また介護労働者のモチベーションを高める教育やキャリアアップの仕組み、働きがいのある職場づくりを推進し、介護職のイメージを向上させる取り組みを推進すること。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

介護人材の確保と定着については、一義的には、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であると考えておりますが、介護サービスの最大の基盤は人材でございますので、本市におきましては、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱に、質の高い介護サービスを提供するための施策を推進しているところでございます。

具体的には、ホームヘルパーを養成する介護職員初任者研修の開催や、研修の一部受講料補助、管理者向け人材育成研修、メンタルヘルスケアの研修を進めるとともに、介護ロボットの導入支援を行ってまいります。また、事業経営者に対し、人材育成と魅力ある施設づくりの重要性を改めて認識していただけるよう働きかけるなど、介護人材の確保・定着に向けて継続的に支援してまいります。

また、2015年度改正において介護職員処遇改善加算が改正されました。

さらに次年度（2017年度）において同処遇改善加算が拡充され、加算区分が4区分から5区分に、キャリアパス要件が2種類から3種類に増えたところでございます。

10. 安全で質の高い看護の提供を確保するため、看護職員の長時間労働の解消と、離職防止に向けた医療機関における労働環境の改善やワーク・ライフ・バランスの確保がはかれるよう、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間管理を厳格に行うための体制確保を医療機関に指導すること。

【回答：健康福祉局 保健医療政策室】

看護職員の労働時間については、労働基準法の規定の範囲内で管理され、各医療機関において体制が確保されているものと考えております。

なお、医療従事者の勤務環境につきましては、医療法にて都道府県が改善に関して援助することが努力義務とされており、神奈川県においても平成27年に県医療勤務環境改善支援センターが設置され、勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を無料で行っているところです。

本市といたしましても、看護職員の処遇改善・確保を進めていくことは重要な課題であると認識しておりまして、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、各医療機関が取り組んでおります職場環境の整備に加えて、離職防止に向けた医療機関における労働環境の改善を図るため、関係団体との連携のもと、看護職員を対象とした相談窓口や各種研修会を実施するとともに、医療従事者のための保育施設への支援として、院内保育所運営費の補助を行っているところでございます。

11. 地域における高齢者の見守りネットワークの構築や認知症への理解を深める取り組みと、要介護者や介護をする家族等への支援を強化し、認知症の人や高齢者にやさしい地域づくりを推進すること。

また、これまでに確認された未届け有料老人ホームに対しては、各地域のボランティア団体をはじめとする地域組織と連携・交流が図られるよう、施設利用者の実態把握に努めるとともに、人権が尊重される環境改善に向け指導すること。

【回答：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

高齢者の見守りネットワークにつきましては、「川崎市地域見守りネットワーク事業」として、民間事業者と連携して、高齢者等の異変を早期発見し、孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげることにより、孤立死等を未然に防ぐ取組を進めています。

また、認知症への理解につきましては、認知症に対する正しい理解と地域における見守りの輪の拡充に向けて、認知症サポーター養成講座を平成18年度から実施し、これまで4万6千人を超える市民の方々が受講しているほか、介護従事者、医師、病院勤務の医療従事者等の専門職に対して、認知症に関する対応力向上研修等を実施しているところございます。

こうした取組に加え、本市ではこれまで、認知症の方とその家族への支援として、認知症の総合相談窓口である「川崎市認知症コールセンター～サポートほっと～」を運営するとともに、地域における医療と介護の連携や専門医療相談、鑑別診断とそれに基づく初期対応等を通じて本市の認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、2か所の「認知症疾患医療センター」を運営しております。

また、平成30年度からは、区役所地域みまもり支援センターを中心に、医師、保健師、社会福祉士等の専門職が家庭を訪問し、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援を行う「認知症訪問支援事業」を全市で実施する予定であり、庁内関係部署や地域の関係者・関係機関と協力しながら、認知症の方とその家族の支援に向けた地域づくりを推進してまいります。

【回答（未届け有料老人ホーム）：健康福祉局 高齢者事業推進課】

未届け有料老人ホームにつきましては、消防局やまちづくり局等の関係部局と連携を図りながら、実態の把握に努めると共に、引き続き老人福祉法に基づき届出の指導を行ってまいります。

また、施設の管理・運営について、安全な居住確保および地域との交流の機会の確保に努めるよう川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を策定し取り組みを進めているところでございます。

【社会インフラ政策】

12. 橋梁等の交通施設や上下水道施設等の既存社会インフラについて、将来を見据えた長寿命化対策や老朽化対策が図られるように維持管理を進めること。

また作業員の安全対策と維持管理の効率化の視点からも、社会インフラ維持管理用ロボットの導入、I T技術や情報の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止を図ること。

【回答（道路・橋梁等）：建設緑政局 道路施設課】

本市では、これまでパトロールや定期点検等により道路施設の適切な維持管理に努めてきましたが、今後、高度経済成長期に整備された施設が一斉に更新時期を迎えることから、維持管理費の平準化やライフサイクルコストの縮減を図るため、「橋梁長寿命化計画（H 2 3年度）」、「道路維持管理修繕計画（H 2 6年度）」を策定し、効率的で計画的な維持管理を実施するとともに施設の延命化を図っているところでございます。

また、本市は平成28年に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と連携・協力に関する協定を締結し、その取組の一環として、人が近づくことが困難な現場調査等において、次世代社会インフラ用ロボットの実証実験を行いました。

今後につきましても、I C Tの活用など、安全対策や効率的な維持管理に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

【回答（上下水道施設）：上下水道局 水道計画課、下水道計画課】

水道施設については、アセットマネジメントに基づき、適切な維持管理を実施し、施設・管路の長寿命化を図るとともに、将来の更新需要の見通しを検討し、優先度を定めながら計画的な更新を実施してまいります。

また、漏水調査機器のI C T（情報通信技術）機能を活用して、マッピングシステムと連携した効率的な漏水調査を実施し、漏水による2次災害の防止に努めてまいります。

下水道施設については、長寿命化計画（ストックマネジメント計画）に基づき老朽化対策を進めるとともに、中長期的な視点に基づき、サービス水準の維持・向上を目指したアセットマネジメントを導入することにより、持続的な事業管理の実現に努めてまいります。

また、今後、I C T（情報通信技術）を活用した情報システムを構築し、維持管理情報を含む施設情報の管理を一元的に行うことで、情報の有効活用と適切な資産管理を行い、予防保全型の維持管理を行ってまいります。

13. 災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、Lアラートを利用した情報発信の拡充を進めること。あわせてソーシャルメディアなども含めた多様な情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講ずること。

【回答：総務企画局 危機管理室】

川崎市では、Lアラート（災害情報共有システム）への参加により、報道機関やポータルサイト事業者等の情報伝達者と連携することにより、様々な媒体を用いて、広く迅速に市民の方々への災害情報の提供を行っております。また、Lアラート運営センターとの情報交換を密にし、効率のよい情報発信の実現を図っているところでございます。

ソーシャルメディア等の新たな情報媒体による多様な情報通信手段につきましては、国

等の動向に注視するなど、先進的な事例やIT関連事業者の取り組み状況等について、調査・研究を行っているところでございます。

14. 交通事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるために道路整備や信号制御の高度化を行い、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。

また、多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を形成するため、地域住民の理解と連携のもと、コミュニティゾーン形成事業、自転車通行環境整備モデル地区などの各種施策を推進すること。

【回答：建設緑政局 道路施設課、企画課】

誰もが快適に利用できる道づくりに向けて、道路施設の適正な維持管理を行うとともに、歩道や交差点改良などの交通安全施設の整備による、交通事故の防止や道路のバリアフリー化の取組を進めています。

自転車通行環境整備につきましては、警察など関係機関との連携・協力のもと、平成27年2月に「川崎市の自転車通行環境整備に関する考え方」及び「実施計画」を策定し、現在、計画に基づき安全性の向上に向けた整備を推進しております。

【環境・エネルギー政策】

15. 市民の環境意識を高め、一人ひとりがライフスタイルの中で省エネが推進されるよう、職場や家庭、地域において低炭素社会の実現に向けて適切な理解活動と積極的な対策を推進すること。また、中小企業の事務所や個人住宅など建造物においては、高気密化やゼロエミッションハウスの導入、または省エネ・新エネ機器、省エネリフォーム等への継続的な財政支援を図ること。

【回答：環境局 地球環境推進室】

本市では、地球温暖化防止活動推進センターを指定し、高津市民館内の「CCかわさき交流コーナー」を情報発信の拠点として、パネル展示や講座の開催等を通じて地球温暖化対策の普及啓発を進めています。

また、「地球温暖化防止活動推進員」による町内会・自治会や小学校等での出前講座・セミナーや各種イベント等で地域に密着した啓発活動に取り組むほか、各家庭の実情に応じたオーダーメイドの省エネアドバイスをを行う「家庭エコ診断」を行っているところです。

さらに、「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境啓発施設の活用や、市民・事業者の地球温暖化対策に貢献する取組を表彰する「スマートライフスタイル大賞」の開催など、様々な取組を進めているところです。

今後も、こうした活動を継続し、環境に配慮したライフスタイルが浸透するよう、取り組んでまいります。

また、本市では、中小規模事業者や個人住宅における創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進するため、中小規模事業者に対しては「エコ化支援事業」として、太陽光発電などの再生可能エネルギー源利用設備、空調や照明などの省エネルギー型設備等を導入する際、助成を行っているところです。さらに、住宅には「住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業」として、太陽光発電、家庭用燃料電池、蓄電池などの環境配慮機器や住宅で消費するエネルギーと太陽光発電にて作り出すエネルギーが概ねゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について助成を行っているところです。

今後とも引き続き、中小規模事業者や住宅に対する温暖化対策に向け、取組を推進してまいります。

16. 生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な産物を買うことができ、輸送距離が短いことから環境負荷の低減にも貢献する、食料品の地産地消を推奨すること。

またライフスタイルの多様化に合わせ、市民に対し、食について正しい理解を深める啓発活動と、食育推進計画や食品ロス・廃棄の削減を推進すること。

【回答（地産地消）：経済労働局 農業振興課】

地産地消の推進については、JAセレサ川崎と川崎市を中心に直売団体、市場卸、消費者団体、神奈川県により構成される「かわさき地産地消推進協議会」が取り組んでおり、市内産農産物を「かわさきそだち」と総称し、料理教室の開催や各種イベントにおける直売の実施等を通じて「かわさきそだち」の認知度向上を図っております。

また、本市の農業は、都市農業の特徴である、生産者の周辺に多くの消費者が生活している環境にあることから、その利点を活かし、生産者が自ら運営する個人直売所、地域の生産者による共同直売所や大型農産物直売所等により、新鮮で安全・安心な農産物が身近な消費者に提供されております。

直売所は地域に根差したものとして近隣住民の方々に親しまれておりますが、場所等に

ついて情報提供を望む声があることから、農業イベント等の様々な機会を通じて直売所マップ等を配布するとともに、かわさき地産地消推進協議会がのぼり旗を直売所に提供し、消費者に対する直売所の認知度向上と「かわさきそだち」のPRを図っております。

今後も、身近な直売所のPRをはじめ、「かわさきそだち」の普及に努め、地産地消の推進を図ってまいりたいと存じます。

【回答（啓発活動・食育推進計画）：健康福祉局 健康増進課】

食について正しい理解を深めるため、平成29年3月に策定した第4期川崎市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践できるよう、リーフレットの配布や講習会の開催等により、引き続き啓発してまいります。

【回答（食品ロス・廃棄）：環境局 減量推進課】

家庭での食品ロス・廃棄の削減については、食品廃棄物をできる限り発生させないよう、「食材の使い切り、食事の食べ切り、生ごみの水切り」の3切りの普及啓発を、リーフレットの配布や公共施設でのパネル展示、エコ・クッキング講座の開催などによって取り組んでいるところです。食品ロス削減の推進には市民への啓発が重要であるため、「3切り」の周知に努めてまいります。

17. 清潔で安全な街づくりをめざし、特に危険な歩き煙草による火傷や衣類等の焼け焦げを未然に防止するため、喫煙場所の明確化を進めるなど、路上喫煙対策を推進すること。

また制定されている条例の主旨について、市民をはじめ、企業や団体へ周知啓発活動の充実を図ること。

【回答：市民文化局 地域安全推進課】

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

指定喫煙場所の明確化につきましては、道路等の使用上の制約により、現状の設置形態等の変更をすぐに行うことは困難な箇所もございますが、用地を確保できた箇所につきましては、指定喫煙所の改修などを行っているところでございまして、本年度につきましても、川崎駅東口中央の指定喫煙場所において、歩道との間にパーテーションを設置したほか、溝の口駅北口ロータリー内の指定喫煙場所につきましても、新たにプランターを設置するなど、指定喫煙場所の明確化を進めているところでございます。

また、条例の主旨を広く周知するため、路上喫煙等防止キャンペーンの実施のほか、路上喫煙防止指導員による巡回・啓発活動、横断幕や電柱幕等による注意喚起等を実施しているところであり、引き続きこれらの活動を通して路上喫煙防止に関する啓発活動を推進してまいります。

【教育・人権・平和政策】

18. 「放課後児童クラブ」の運営にあたっては、入学前の保育所開所時間を目途に利用者ニーズに合わせた開所時間の延長と希望者全員が利用できる施設数を確保すること。あわせて指導員の増員や労働条件改善等を行い、環境改善を進めること。

【回答：こども未来局 青少年支援室】

本市におきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（留守家庭児）を含めた全ての小学生を対象に、全ての市立小学校において、学校施設等を利用してわくわくプラザ事業を実施しており、児童の放課後の安全・安心な居場所の確保をしているところでございます。

また、事業の実施にあたりましては、利用人数等の状況に応じた対応が図られるよう、職員配置をしているところでございます。

今後につきましては、利用者ニーズを踏まえながら、開所時間の拡充など事業内容の充実に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

19. 家庭における経済状況の格差が教育機会の格差とならないよう、援助が必要なすべての家庭に就学援助制度を適用すること。

また、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備につとめることとあわせて、とりわけ地方自治体で実施する給付型の奨学金導入や拡大と、財源確保に関する国への要請を含め取り組みを進めること。

【回答：教育委員会事務局 学事課】

川崎市高等学校奨学金は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒に対して給付型の奨学金を支給しており、有意義な制度であると認識しておりますので、事業を継続していくとともに、機会をとらえて財源確保について国等に対して要望してまいりたいと考えております。

平成28年度から、申請基準を満たした生徒への支給金額が予算額を上回る場合の対応として、申請基準を満たした生徒全員に奨学金が支給できるよう、必要な予算の確保に向けて努めているところでございます。

また、本市では、平成5年度から無利子貸付型の川崎市大学奨学金を実施しております。平成29年度から、日本学生支援機構が給付型の大学奨学金を導入したことを踏まえ、今後につきましても、国等の動向を注視しながら事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

20. 子ども達の豊かな教育を実現するために、教職員定数の拡充や、教員育成システムの改善などを通じて教育の質の向上を図ること。あわせて教職員の業務改善を進め、学校業務支援員や校務支援システムなどの積極導入で教職員の業務負担軽減、長時間労働の是正、非正規教職員の処遇改善など、労働環境の改善を図ること。

【回答：教育委員会事務局 教職員企画課】

子どもたち一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細やかな教育活動を進めるために、少人数による指導や教職員の配置改善を図ることは大切なことと考えております。引き続き、

習熟度別学習・課題別学習などの少人数指導等を推進し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努め、効果的な人員配置等について検討するとともに、国に教員定数の改善について働きかけてまいりたいと考えております。

また、学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童・生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる体制の整備が必要になっております。そのため、今年度、教職員の勤務実態調査を行うこととしており、教員の業務の負担感等を調査・分析するとともに、教職員の業務の効率化に向けた検討及び学校の管理運営体制の円滑化に向けた検討を進めてまいります。

なお、非正規教職員の処遇改善につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が本年5月17日に公布され、会計年度任用職員制度が平成32年度から導入されることとなっておりますので、本市におきましても準備を進めてまいりたいと考えております。

21. 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

- (1) 人権意識の更なる向上を図るため、市民や企業に対し、人権が尊重される社会をめざした人権指針や人権基本計画等の作成や見直しに向けた取り組みと「人権基本条例」制定にむけた取り組みを図ること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、平成27年3月に川崎市人権施策推進基本計画を改定し、人権施策を市が率先して推進することを示すため、新たに「人権かわさきイニシアチブ」というタイトルを掲げ、総合的に取組を進めております。今後も、この計画に基づき、人権意識の高揚を図ってまいります。

また、平成28年12月に川崎市人権施策推進協議会から出されました「ヘイトスピーチ対策に関する提言」において、人権全般も見据えた幅広い条例が必要とされておりますことから、人種、性別、障害、性的マイノリティなど関係する法令・条例などの基礎的な調査を行っているところです。

- (2) ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の防止・解消に向け、差別を許さない社会づくりをめざした施策を推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、近年社会問題化しているヘイトスピーチについて、審議会である「川崎市人権施策推進協議会」に、その対策について優先審議を依頼し、報告書が平成28年12月末に提出されました。協議会からの報告を踏まえ、インターネット上の対策や「公の施設利用許可に関するガイドラン」の策定など、具体的な取組を進め、必要な対応を図っているところです。

今後も、違いを豊かさとして認め合いながら、差別のない多文化共生のまちづくりを推進してきた本市としましては、ヘイトスピーチの根絶に向けて、様々な御意見をいただきながら対応してまいります。

- (3) 川崎市で暮らし働き学ぶ外国籍市民とその家族が生活しやすい多文化共生社会を実現するための取り組みを推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民代表者会議の設置などの様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。平成17年3月には、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、施策を進めているところです。

今後も、この指針に基づき、多文化共生社会の実現をめざし、施策を推進してまいります。

【行財政政策】

22. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨を踏まえ、「同一労働、同一賃金」の実現に向け、正規・非正規職員の格差の是正と雇用の安定をはかること。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の2020年4月1日の施行に向けて、給料・手当の支給、雇用の形態等制度移行に際して賃金・労働条件の切り下げが行われないように対応をはかること。

【回答：総務企画局 人事課】

臨時職員及び非常勤職員の処遇改善等につきましては、今後も人材確保や適正処遇の観点等から、国及び他都市の動向等に加え、任用実態や「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による改正内容も踏まえて、引き続き、検討に努めてまいります。

23. 本格的な事業展開の段階に入る地方版総合戦略の推進にあたっては、実効性を担保する観点からも産官学金労言の枠組みを維持すること。

また、総合戦略に示した施策の進捗状況については、PDCAサイクルによる成果や課題の検証・分析を行い、必要な見直しや補強を行うこと。

【回答：総務企画局 企画調整課】

本市が将来にわたって発展していくよう、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちをめざすとともに、産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させる取組を推進するため、「産官学金労言」の関係機関や市民の皆様から御意見を伺い、平成27年度に「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、取組を引き続き推進してまいります。

また、平成28年度から「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組の達成度を客観的に評価し、その効果の検証を実施しているところです。この検証を踏まえ、PDCAマネジメントサイクルを適切に行っていくとともに、必要に応じて総合戦略の見直しを実施してまいります。

24. 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法などからの消費者被害の防止・救済に向けた環境整備・施策を推進すること。なお訪問販売による消費者被害を未然に防止するために、地方自治体で制定できる消費生活条例による規制強化を検討すること。

【回答：経済労働局 消費者行政センター】

「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」においては、不適正な取引行為を禁止するため、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、消費者の知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる方法等を用いて、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思の形成のないまま契約を締結させる行為等を禁じており、これらをふまえて消費者被害の未然防止の取組を推進しているところです。

特に被害が重大化しやすい高齢者については、福祉関係者に対する講座の実施等により訪問販売による消費者トラブルの事例やその対応方法等を伝え、地域の見守りによるトラブル防止対策を推進しております。

今後とも、消費者被害の防止等に向けて、地域ぐるみでの取組等環境整備・施策を推進してまいります。

25. 市民生活の利便性向上と生活の質の向上を図るため、行政サービスのICT化の推進と周知を図ること。特にマイナンバーの運用にあたっては身分証明としての利用拡大、行政サービスの更なる向上や民間サービスとの連携、ポータルサイトの活用など、利便性の更なる向上と併せ、個人情報の厳格な保護を徹底すること。

また、サイバー犯罪等に対しては、産官学が連携して対策を講じるとともに、人材育成や技術開発に関する施策を推進すること。

【回答：総務企画局 ICT推進課】

行政サービスのICT化につきましては、市民が手軽に行政手続を行える電子申請環境の整備や、モバイル環境を利用した「かわさきアプリ」のサービス拡充などの取組を推進するとともに、市民の皆様へ広報してまいります。また、身分証明書として利用できるマイナンバーカードにつきましては、交付促進やマイナポータルとの連携によるワンストップサービスの導入などの取組を通じて、更なる利便性向上を図ります。併せて、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについては、職員の研修の実施、特定個人情報保護評価の定期的に見直し、監査などを行うことにより、厳格かつ適切な取扱いの徹底に努めてまいります。

次に、サイバー犯罪等への対策につきましては、被害を防止するため、現在、全国の都道府県警察が中心となって、サイバー犯罪の傾向や、犯罪に使われる技術の研究、その他各種の普及啓発活動等が進められております。県内におきましては、神奈川県警察が中心となって、産官学がメンバーとなった対策研究会を発足させており、本市もこの研究会に参加しておりますので、引き続き連携して対応を図ってまいります。

26. 有権者の投票機会のさらなる確保のため、駅近接施設やショッピングモール等への期日前・当日投票所の設置について、その効果を検証するとともに拡大に向けた取り組みを進めること。

また投票所として使用できる施設について、選挙の際に優先的に投票施設として利用できるような制度の導入を検討すること。

【回答：選挙管理委員会事務局 選挙課】

期日前投票所又は選挙当日の投票所の拡充については、急な選挙であっても適切な場所を継続的、安定的に確保できること、期日前投票については、期日前投票システムの運用に用いるネットワークのセキュリティ対策、さらに各投票所を適切に管理運営するために必要な人員の確保、体制づくりなどの課題がありますが、高齢社会の進展に伴う投票環境の維持、向上という観点から、重要な施策であると認識しておりますので、先行自治体の取り組み事例なども参考としながら、本市の状況を踏まえて検討してまいります。

また、これまでも選挙の際には、各施設や利用者に投票所として施設を利用することについて、一定の配慮をいただいているところではありますが、優先的に施設を利用することができるような仕組みについても、研究してまいります。

以上